◎新潟県告示第1359号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新発田市の加治郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年10月27日

新潟県新発田地域振興局長

１　退　任

理事　　新発田市中島 417 番地 1　　原　　榮一

退任年月日　平成 27 年 9 月 30 日